

南部保健所管内精神障害者を地域で支えるシステム構築事業実施要綱

(目的)

第一条 南部保健所管内（蕨市・戸田市）に暮らす精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、安心して充実した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、その他地域の関係者による協議の場を通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。長期入院者や新規入院者については、医療機関やピアサポーター、相談支援事業所等との連携のもと地域移行を促進する。

(実施主体)

第二条 この事業（会議）の実施主体は、南部保健所とする。

(事業内容)

第三条

イ 精神障害者地域支援体制構築会議

精神障害者を地域で支えるシステム構築のために、代表者の協議の場を設置し、地域移行及び地域生活支援にかかる状況や課題について共有し協議する。

(1) 参加者構成

参加者は別表1の関係機関を代表するものをもって構成する。

ただし、年1回程度は別表1の関係機関の実務を担当するものをもって構成する。

(2) 開催回数

1～2回程度とする。

(3) 協議内容

管内の精神障害者を地域で支えるシステム構築のために必要な体制整備について協議する。また、管内市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する取組を協議する。

(4) 参加者構成及び協議内容等は、状況に応じ随時変更できるものとする。

(5) 会議出席者については、別表2のとおり出席謝金を支払うものとする。

ロ 地域人材育成研修等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために、状況に応じて必要な研修会等の事業を実施する。

(留意事項)

第四条 本事業の実施に当たっては、対象者等の人格を十分尊重するとともに、支援によって知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表1

No.	所属	職名
1	医療法人 高仁会	理事長
2	医療法人 高仁会 川口病院	病院長
3	医療法人 高仁会 戸田病院	病院長
4	医療法人 高仁会	地域医療連携室統括室長
5	蕨市基幹相談支援センター ドリーマ松原	所長
6	相談支援事業所 糸ぐるま	所長
7	戸田市障害者基幹相談支援センター	所長
8	障害者生活支援センター ひかり	所長
9	特定相談支援事業所 四季	所長
10	蕨市	保健センター所長
11	蕨市	福祉総務課長
12	蕨市	生活支援課長
13	蕨市	介護保険室長
14	戸田市	福祉保健センター所長
15	戸田市	障害福祉課長
16	戸田市	生活支援課長
17	戸田市	健康長寿課長
18	南部保健所	所長

別表 2

出席者	出席謝金（旅費を含む。）
(1) 保健所	・ 支給しない。
(2) 精神科医療機関	・ 「執行機関の附属機関に関する条例」 （昭和 28 年条例第 17 号）の適用を受け る審議会等の委員に対する報酬に準じた 額とする。 ・ 執行額予算の範囲内で行う。 ・ 参加者が県職員の場合には支給しない。
(3) 相談支援事業所等	
(4) 当事者団体	
(5) 地域家族会	
(6) 管内市町村障害福祉主管課・保健 センター等	・ 支給しない。
(7) その他保健所長が必要と認める 機関	・ (2) から (5) までに準じた金額